

# 公益社団法人 日本青年会議所 災害対策活動資金管理・ 運営規則

## 第2章 運営

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、定款第82条第1号に基づき、公益社団法人日本青年会議所災害対策活動資金（以下「本資金」という）の運営に関する基準を定め、もって本資金の処理の円滑化を図ることを目的とする。

(財源)

**第2条** 本資金は、次の名号に定める財源をもって構成する。

- (1) 一般会計からの交付金
- (2) 本資金の財源として収受した金員等
- (3) 支援金、その他の方法により収受した金員等

(安全性の原則)

**第3条** 本資金の運営にあたっては、常に安全性を考慮して運営を行うものとし、投機的な運営を行ってはならない。

(支出の原則)

**第4条** 本資金は、次の名号に定めるものに限り、支出することができる。

- (1) 国内外の災害に対する人的及び物質的支援を目的とする事業
- (2) その他、前号に付帯又は関連する事業又は費用

(総括責任者)

**第5条** 公益社団法人日本青年会議所会頭（以下「会頭」という）は、本資金の運営についての総括責任者とする。

(管理代行者)

**第6条** 会頭は、本資金の管理について公益社団法人日本青年会議所職員のうち、本資金の管理代行者を置くことができる。

2 本資金の管理代行者は、会頭の指示に従い本資金の管理を行わなければならない。

(財務運営会議の職務)

**第7条** 財務運営会議（以下「運営会議」という）は本資金につき、各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会頭の指示に従い、本資金の運営を行う。
- (2) 会頭から諮問を受けた事項につき、会頭に対し、答申を行う。
- (3) 前各号に定めるものの他、本資金の運営に関する一切の事項につき、会頭に対し上申を行う。

(本資金の管理)

**第8条** 会頭は、本資金の管理につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、直ちにその答申又は上申に従い本資金を管理するものとする。

(本資金の運用)

**第9条** 会頭は、本資金の運用につき、運営会議より答申又は上申を受けたときは、直ちにその答申又は上申に従い本資金を運用するものとする。ただし、現状の運用方法の重大な変更に該当する場合には、社団法人日本青年会議所理事会（以下「理事会」という）の承認を得なければならない。

(本資金の支出)

**第10条** 会頭は、本資金の支出につき、運営会議より答申又は上申を受けたときには、管理代行者理事会の承認を得たうえ、本資金から支出するとともに、その支出を総会に報告しなければならない。

2 緊急を要する場合は、会頭の指示により専務理事が支出することができるが、その後直ちに理事会及び総会に報告しなければならない

## 第3章 会計

(会計)

**第11条** 本資金に関する会計は、災害対策活動資金とする。

(会計期間、運用期間)

**第12条** 本資金の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2 本資金の運用期間は、2会計年度以上に及ぶことを妨げない。

## 第4章 補則

(規程又は細則の制定)

**第13条** 理事会は、運営会議の意見に基づき、この規則を実施するため、規程又は細則を定めることができる。

(規則、規程の準用)

**第14条** 本資金の処理に関して、本規則に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所諸規則及び諸規程を準用する。

附 則

この規則の変更規定は平成24年1月21日から施行する。

平成13年12月 8日 改正

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月10日 改正

平成24年 1月21日 改正